

投資信託業界の取組みの現状について

ー日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会資料

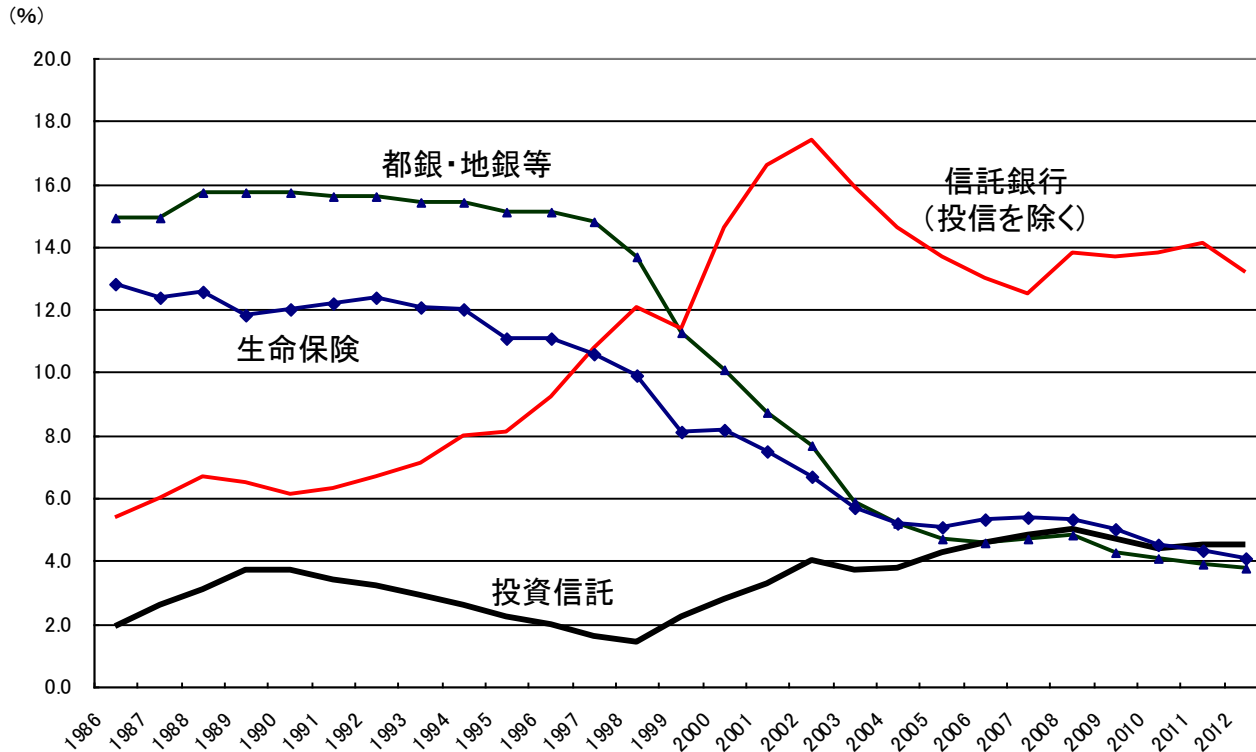
(平成25年9月18日)

大和証券投資信託委託株式会社

代表取締役兼専務執行役員 松島俊直

I. 投資部門別株式保有比率の推移

投資部門別株式保有比率の推移(金額ベース)



出所: 東京証券取引所

(%, 金額ベース)

	1986年度	2012年度
政府・地方公共団体	0.9	0.2
金融機関小計 a+b+c+d+e+f	41.5	28.0
a. 都銀・地銀等	14.9	3.8
b. 信託銀行(投信を除く)	5.4	13.2
c. 投資信託	1.9	4.5
d. 生命保険会社	12.8	4.1
e. 損害保険会社	4.0	1.6
f. その他の金融機関	2.5	0.8
証券会社	2.1	2.0
事業法人等	30.1	21.7
外国法人等	5.3	28.0
個人・その他	20.1	20.2

上場会社数	1,881	3,540
-------	-------	-------

出所: 東京証券取引所

Ⅱ. 投資先との対話の現状①

1. 主なテーマ

目的	分類	テーマ
投資先の業績動向・状況等の把握	短期	<ul style="list-style-type: none">● 決算内容(四半期、中間決算、本決算)● 業績動向(月次等)● ニュースリリース● 株主総会議案の内容
	中長期	<ul style="list-style-type: none">● 経営方針・戦略、経営目標● 経営体制、コーポレートガバナンス体制● ESG(環境・社会・ガバナンス)課題への取組状況● 配当政策、株主還元方針
運用会社としての投資方針等の伝達	一般	<ul style="list-style-type: none">● 中長期の投資方針・スタンス● 議決権行使基準● コーポレートガバナンスについての考え方・方針● ESG投資についての考え方・方針
	個別	<ul style="list-style-type: none">● 個別セクターへの投資方針・スタンス● 継続的な株主資本利益率の向上、株主価値創造の働きかけ● 投資先各社の株主総会議案についての判断基準

Ⅱ. 投資先との対話の現状②

2. 主な対話の方式

- －四半期決算発表前個別ミーティング
- －四半期決算発表後個別ミーティング
- －決算説明会（本決算、中間決算）
- －議決権行使ミーティング
- －その他（電話取材、スモール・ミーティングなど）

3. ガバナンス関連の取組事例

- －コーポレートガバナンス専任アナリストが、議決権行使を行うとともに、企業とのミーティングを実施。
- －株式調査部門のヘッドが、リサーチ全体を統括しつつ、議決権専任として一括して企業との議決権ミーティング対応を実施（年間約150社）。
- －運用本部内のコーポレートガバナンス担当者が、企業との議決権ミーティングを実施（年間約60社）。

Ⅲ. 議決権行使にあたっての考え方・意思決定プロセス

i. 投資信託委託会社における議決権行使①

■ 法令と自主規制団体ルールにおける規定

投資信託及び投資法人に関する法律

- 投資信託および投資法人の仕組み全般を規定した法律
- 投資信託が保有する有価証券の議決権行使指図は、投資信託委託会社が行う旨を規定



正会員の業務運営等に関する規則(投信協会ルール)

- 投資信託委託会社による議決権行使の指図方法を規定
- 投資信託委託会社は議決権指図行使の考え方や意思決定権限に関する規定を作成する必要がある旨を規定



議決権の指図行使に係る規定を作成するにあたっての留意事項(投信協会)

- 投資信託委託会社が、議決権行使に係る社内規定を作成する際の留意事項を説明
- 議決権行使方針および結果の開示方法を説明

Ⅲ. 議決権行使にあたっての考え方・意思決定プロセス

ⅰ. 投資信託委託会社における議決権行使②

- **投資信託及び投資法人に関する法律**

(議決権等の指図行使)

第十条1 投資信託財産として有する有価証券に係る議決権(中略)の行使については、投資信託委託会社がその指図を行うものとする。

- **正会員の業務運営等に関する規則(投信協会ルール)**

(議決権の指図行使)

第2条 投資信託委託会社等会員(中略)は、投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使について、次の各号に定めるところにより、その指図を行うものとする。

- (1) 投資信託委託会社等会員がその運用の指図を行う投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使の指図については、書面をもって行うものとする。ただし、投資信託委託会社等会員が、あらかじめ運営機関(中略)及び受託会社と利用規約等を取り交わし、電磁的方法により議決権の行使を行う場合には、この限りではない。
- (2) 投資信託委託会社等会員は、受託者に対し、株主総会招集通知書に記載された各議案について、次の意思表示を明示するものとする。
 - (イ) 議案に対し賛成であること。
 - (ロ) 議案に対し反対であること。
 - (ハ) 投資信託委託業者を代理人として白紙委任すること。
- (二) 棄権すること。
- 2 投資信託委託会社等会員は、前項に規定する議決権の指図行使の基本的考え方及び意思決定に係る権限等に関する規定を定めるものとする。
- 3 投資信託委託会社等会員は、投資信託財産として有する外国株式に係る議決権の行使については、当該国の実情に応じてその指図を行うものとする。

Ⅲ. 議決権行使にあたっての考え方・意思決定プロセス

ⅰ. 投資信託委託会社における議決権行使③

○ 議決権の指図行使に係る規定を作成するにあたっての留意事項(投信協会)

1. 作成上の留意事項

(1) 規定作成の目的及び議決権の指図行使に係る基本姿勢

議決権の指図行使は受益者の利益を図るためにのみ行うものであることを踏まえ、規定作成の目的及び議決権行使にあたっての基本となる考え方を明記する。

(2) 議決権の指図行使に係る意思決定プロセスおよび体制等の整備

議決権の指図行使にあたっては、その意思決定プロセス及びその意思決定に係る権限並びに責任の所在について明記するとともに、その体制を整えるものとする。

(3) スクリーニング基準

効果的な議決権の指図行使に資するため、投資信託委託会社はスクリーニング基準を設けることができる。ただし、当該基準を設けた場合にはその内容を明記する。

(4) 根拠データの保存 (略)

2. その他留意事項

(1) 開示について

① 投資信託委託会社は、議決権行使の考え方として前記(1)～(3)について具体的に開示する。

② 投資信託委託会社は、国内株式の議決権行使の結果について、開示する項目その他の必要事項をあらかじめ社内規定に定め、原則として5月及び6月に開催された株主総会における議決権行使の結果を取り纏め、8月末を目処に開示する。

(2) 外国株式に係る議決権の指図行使について

外国株式に係る議決権行使にあたっては、投信法及び業務規程の定めに従い、当該国の実情に応じてその指図を行うことに留意する。

Ⅲ. 議決権行使にあたっての考え方・意思決定プロセス

ii. 議決権行使方針とガイドライン①

➤各社が議決権行使にあたっての方針・ガイドラインを策定し、ホームページで開示している。

＜大和投資信託の事例＞

議決権行使の基本姿勢について

1. 議決権行使にあたっての基本姿勢

当社の運用哲学「中長期的な視点に立った運用を行う」ことを踏まえ、中長期的な視点から株主価値を高め、受託者としての責任(忠実義務、善管注意義務)を遂行するため、議決権の行使を行う。

2. 指図行使に係る意思決定プロセス

コーポレートガバナンス委員会(委員長:運用本部長)において、コーポレートガバナンス委員会規程に基づき行使内容を決定する。

外国株式については当該国の制度等における実情を勘案して議決権行使の指図を行う。また、必要に応じて外部の専門機関からの助言を活用する。

当社と資本関係を有する企業や営業上の関係を有する企業など利益相反が生じる可能性のある企業の議決権行使においては、利益相反が生じる状況を回避し、議決権の独立性を確保するために、外部の専門機関からの助言に基づき議決権の行使を行う。

Ⅲ. 議決権行使にあたっての考え方・意思決定プロセス

ii. 議決権行使方針とガイドライン②

<大和投資信託の事例>

議決権行使にあたってのガイドライン

1. スクリーニング基準の定義

本ガイドラインにおいて、以下のスクリーニング基準を定め、該当する企業の議案については、より詳細に精査を行う。

- (1) 企業または企業の役職員に重大な違法行為または反社会的行為があったと判断した企業
- (2) 経営成績に問題があると判断した企業(注1)
- (3) 株主資本の有効活用に問題があると判断した企業(注2)
- (4) 合併、会社分割等を行う企業
- (5) 株主総会に株主提案が行われた企業
- (6) 上場子会社
- (7) 委員会設置会社
- (8) その他特に株主価値を毀損する行為があったと判断した企業

(注1) 連結最終損益(ない場合は単体)が、3期連続して赤字の場合等

(注2) 連結(ない場合は単体)株主資本利益率が3期連続して低水準にある場合等

Ⅲ. 議決権行使にあたっての考え方・意思決定プロセス

ii. 議決権行使方針とガイドライン③

2. 個別議案に対する考え方

(1) 取締役の選任

原則として肯定的に判断する。ただし、以下に該当する企業の取締役の再任については、肯定的に判断できない。

- ①企業または企業の役職員に重大な違法行為または反社会的行為があったと判断した企業であって、再発防止策等が十分に図られていないと判断される企業。
- ②経営成績に問題があると判断した又は株主資本の有効活用に問題があると判断した企業であって、改善が見込み難い企業。

(2) 社外取締役の選任

原則として肯定的に判断する。ただし、以下に該当する企業の社外取締役については、独立性の観点および取締役会への出席状況等から個別に検討する。

- ①企業または企業の役職員に重大な違法行為または反社会的行為があったと判断した企業であって、再発防止策等が十分に図られていないと判断される企業。
- ②経営成績に問題があると判断した企業又は株主資本の有効活用に問題があると判断した企業であって、改善が見込み難い企業。
- ③上場子会社
- ④委員会設置会社

(3) 監査役の選任

原則として肯定的に判断する。ただし、企業または企業の役職員に重大な違法行為または反社会的行為があったと判断した企業であって、再発防止策等が十分に図られていないと判断される企業の再任候補者については、肯定的に判断できない。

Ⅲ. 議決権行使にあたっての考え方・意思決定プロセス

ii. 議決権行使方針とガイドライン④

(4) 社外監査役の選任

原則として肯定的に判断する。ただし、以下に該当する候補者については、肯定的に判断できない。

- ①企業または企業の役職員に重大な違法行為または反社会的行為があったと判断した企業であつて、再発防止策等が十分に図られていないと判断される企業の再任候補者。
- ②独立性の観点および取締役会への出席状況等について問題があると認められる候補者。

(5) 会計監査人の選任

個別に検討し、原則として肯定的に判断する。

(6) 役員報酬額改定・役員賞与支給

原則として肯定的に判断する。ただし、以下に該当する企業については、個別に検討する。

- ①企業または企業の役職員に重大な違法行為または反社会的行為があったと判断した企業であつて、再発防止策等が十分に図られていないと判断される企業。
- ②経営成績に問題があると判断した又は株主資本の有効活用に問題があると判断した企業であつて、改善が見込み難い企業。

(7) 役員退職慰労金贈呈

原則として肯定的に判断する。ただし、以下に該当する場合については、個別に検討する。

- ①企業または企業の役職員に重大な違法行為または反社会的行為があったと判断した企業であつて、在任期間中の関与が認められる候補者に贈与する場合。
- ②贈呈対象者に社外取締役および社外監査役が含まれる場合。

(8) ストックオプションの付与

原則として肯定的に判断する。ただし、株式価値の大幅な希薄化を伴う場合および付与対象者が適切でない場合を除く。

Ⅲ. 議決権行使にあたっての考え方・意思決定プロセス

ii. 議決権行使方針とガイドライン⑤

(9) 剰余金処分案

原則として肯定的に判断する。ただし、株主資本の有効活用に問題があると判断した企業については中長期的な観点から個別に検討する。

(10) 自己株式取得(取得枠の設定)

原則として肯定的に判断する。ただし、取得枠全額を行使した際に財務状態に重大な影響が出る等、株主価値を毀損する可能性がある場合は、個別に検討する。

(11) 第三者割り当て増資

個別に検討し、原則として肯定的に判断する。

(12) 合併、会社分割関連

個別に検討し、原則として肯定的に判断する。

(13) 買収防衛策の導入・継続

- ① 株主資本の有効活用に問題があると判断した企業であって、改善が見込み難い企業については、肯定的に判断できない。
- ② 企業または企業の役職員に重大な違法行為または反社会的行為があったと判断した企業であって、再発防止策等が十分に図られていないと判断される企業については、肯定的に判断できない。
- ③ 当該企業のガバナンス体制に問題があると判断される企業については、肯定的に判断できない。
- ④ 実際に買収が見込まれる場合における導入については、個別に検討する。
- ⑤ 株主価値を毀損する可能性がある買収防衛策については、個別に検討する。

Ⅲ. 議決権行使にあたっての考え方・意思決定プロセス

ii. 議決権行使方針とガイドライン⑥

(14) 定款変更

① 株式発行可能総数の拡大

原則として、肯定的に判断する。ただし、以下に該当する場合には、個別に検討する。

- 1) 株主価値を毀損するような、大幅な希薄化が生じる懸念がある場合。
- 2) 買収防衛策に関連している場合。

② 剰余金処分の取締役会授権・株主総会決議からの排除

剰余金処分の取締役授権には、当該企業のガバナンス体制を勘案し、個別に検討する。ただし、決議機関として株主総会を排除する案は、肯定的に判断できない。

③ 委員会設置会社制度の導入

原則として肯定的に判断する。ただし、社外取締役の独立性については、十分に検討する。

④ 取締役の解任要件の加重

取締役の解任要件を加重しようとする案については、肯定的に判断できない。

⑤ 取締役・監査役・会計監査人の責任減免

取締役・監査役・会計監査人の責任減免については、肯定的に判断できない。ただし、社外役員の責任減免については、肯定的に判断する。

⑥ 種類株式の発行

原則として肯定的に判断する。ただし、以下に該当する場合には、個別に検討する。

- 1) 株主価値を毀損するような、大幅な希薄化が生じる懸念がある場合。
- 2) 買収防衛策に関連している場合。
- 3) 発行に合理的な理由がない場合。

(15) 株主提案による議案

個別に検討する。当該株主提案が株主価値の増大に寄与するものとなっているかどうかを基本的な判断基準とする。

Ⅲ. 議決権行使にあたっての考え方・意思決定プロセス

iii. 行使結果の開示

<大和投資信託の事例>

2013年8月16日

大和証券投資信託委託株式会社

2013年5月、6月株主総会の議決権行使結果について

2013年5月、6月に株主総会が開催された投資先国内企業1,757社の議決権行使結果は以下の通りです。

1. 議決権行使結果の概要

- 議決権行使にあたってのガイドラインに従って議案の精査を行い、会社提案5,737議案のうち762議案に対して反対、3議案に対して棄権を行い、反対等行使比率は13.3%となりました。株主提案については、127議案のうち120議案に対して反対しました。
- 会社提案のうち、「取締役選任」議案は株主資本の有効活用や社外取締役候補者の独立性等の観点から精査を行い、反対比率は15.0%となりました。「監査役選任」議案については、社外監査役候補者の独立性等の観点から精査した結果、反対比率は21.0%となりました。「買収防衛策」に関する議案については、買収防衛策を導入する企業の業績や独立性のある社外取締役の有無などの観点から精査を行い、反対比率は69.4%となりました。

2. 会社提案議案に対する行使結果

議案	議案数	賛成	反対	棄権	反対棄権計	反対等行使比率
剰余金処分案	1,274	1,253	21	0	21	1.6%
取締役選任(※1)	1,621	1,378	243	0	243	15.0%
監査役選任(※1)	913	721	192	0	192	21.0%
定款一部変更	538	510	26	2	28	5.2%
退職慰労金支給	274	199	75	0	75	27.4%
役員報酬額改定	295	278	17	0	17	5.8%
新株予約権発行	118	109	9	0	9	7.6%
会計監査人選任	21	21	0	0	0	0.0%
再構築関連(※2)	37	37	0	0	0	0.0%
その他の会社提案(※3)	646	466	179	1	180	27.9%
うち 買収防衛策	144	44	100	0	100	69.4%
合計	5,737	4,972	762	3	765	13.3%

(※1) 複数候補者の選任に関する議案については1議案とみなし、1名でも選任対象に反対した場合は「反対」として集計しています。

(※2) 会社合併、会社分割、株式移転、株式交換

(※3) 買収防衛策、補欠監査役選任、資本準備金の減少、自己株式取得、第三者割当増資等

3. 株主提案議案に対する行使結果

議案	議案数	賛成	反対	反対比率
株主提案	127	7	120	94.5%

IV. 英国スチュワードシップ・コードの7原則に関する業界の現状との比較等①

○:積極的に取り組んでいる △:一部取り組んでいる ×:取り組んでいない

原則の内容と取組事例	現状の取組み		
	状況	コメント	事例
原則1. スチュワードシップ責任をどのように果たすかについての方針を公に開示する。			
①スチュワードシップ活動(投資先企業の経営戦略、業績、資本構成、ガバナンス等についてのモニタリングおよびエンゲージメント)を実施していますか。	△	・モニタリングは実施しているが、能動的なエンゲージメントや協働エンゲージメントは実施していない。	・コーポレートガバナンス専任アナリストが、企業とのコミュニケーションを実施。 ・議決権行使ミーティングを約150社程度の企業と実施。 ・議決権行使担当者が、議決権ミーティングを年間約60社程度の企業と実施。
②スチュワードシップに関する方針を策定し、受益者や顧客利益の増大および保護のために、どのようにスチュワードシップを適用しているかを開示していますか。	○		・投資先企業のコーポレートガバナンスに関する原則を策定し、自社HPで開示。 ・責任投資についての方針を策定し、自社HPで開示。
③スチュワードシップがどのように、広範な投資プロセスに統合されているかについて開示していますか。	△		・国連PRIへの参加を通じ、責任投資実施をHP上で対外的に表明。

IV. 英国スチュワードシップ・コードの7原則に関する業界の現状との比較等②

○:積極的に取り組んでいる △:一部取り組んでいる ×:取り組んでいない

原則の内容と取組事例	現状の取組み		
	状況	コメント	事例
原則2:スチュワードシップに関連する利益相反の管理についての方針を策定して公表する			
①顧客および受益者の利益を最優先させるために、利益相反の内容を特定・管理するための方針を策定・開示していますか。	○		・議決権行使方針で、「資本関係を有する企業や営業上の関係を有する企業など利益相反が生じる可能性のある企業の議決権行使においては、利益相反が生じる状況を回避し、議決権の独立性を確保するために、外部の専門機関からの助言に基づき議決権の行使を行う」と規定し、ホームページで開示している。
②当該方針において、顧客と受益者の間で利益相反が起きた場合の対処方法について規定していますか。	○		・「利益相反管理規程」を策定し、当社のグループ会社の発行する有価証券取引について管理対象取引を定め顧客の利益が不当に害されることがないような措置を講じている。

IV. 英国スチュワードシップ・コードの7原則に関する業界の現状との比較等③

○:積極的に取り組んでいる △:一部取り組んでいる ×:取り組んでいない

原則の内容と取組事例	現状の取組み		
	状況	コメント	事例
原則3:投資先企業をモニタリングする			
①モニタリングを継続的に実施し、その有効性を定期的に検証していますか。	○		・ROE、配当計画をモニタリングし、問題があるときは、関連議案に反対行使している。
②モニタリングの一環として、以下を実施していますか。			
・投資先企業の業績の迅速な把握	○		・ROE、配当計画をモニタリングしている。 ・リサーチ対象企業を絞り込んでおり、カバレッジ範囲内については、全企業に対して実施。
・投資先企業の企業価値やリスクに影響を与える、内部・外部要因の把握	○		
・投資先企業のリーダーシップの有効性の検証	○		
・投資先企業の取締役会および委員会の構成のコーポレートガバナンスコードとの整合性を、投資先の経営陣との面談で確認	○		・社外取締役や社外監査役の独立性を確認し、問題があるときは、関連議案に反対行使。
・投資先企業の各種報告の質の検討・確認	○		
・大口株式を保有している企業の株主総会への出席	×	・名簿上の株主は受託銀行であり、株主総会への出席は当然には認められていない。	
③コーポレート・ガバナンスに関する投資先の立場に同意できない場合は、ダイアログを実施していますか。	△		・重大な不祥事のあった企業とはダイアログを持つことを基本としており、原因と責任の所在を明確にし、再発防止を徹底することを求めている。 ・投資先からの要請に応じて適宜実施している。
④株主価値の毀損を最小化すべく、早い段階での問題の特定に努め、もし懸念事項がある場合は、投資先の取締役や経営陣がそれらを認識しているかどうかを確認していますか。	△		・重大な不祥事やROEの低迷があった場合には関連議案で反対行使する基準としており、その方針をミーティングで企業に伝えている。 ・企業不祥事の月次での把握、業績をチェックし、問題がある場合は企業とミーティングをもっている。
⑤インサイダーになることを望む場合は、そう望んでいることをスチュワードシップに関する方針において言及していますか。	△		・インサイダーとなることは望んでおらず、その旨が明確に伝わるように心がけている。
⑥投資先企業やアドバイザーに対して、その企業の株式を取引する際に支障となるような情報は、事前の合意なしに伝達されるべきでないことを明確に伝えていますか。	○		

IV. 英国スチュワードシップ・コードの7原則に関する業界の現状との比較等④

○:積極的に取り組んでいる △:一部取り組んでいる ×:取り組んでいない

原則の内容と取組事例	現状の取組み		
	状況	コメント	事例
原則4:スチュワードシップの活動を強化するタイミングと方法について、ガイドラインを設ける。			
①いつでも能動的に介入し、その成果を評価できるような環境を設定していますか。	×	・運用会社が企業経営に介入することには問題点も多く、慎重に考えている。 ・介入が、インサイダーとの絡みで解釈が困難。 ・全ての企業に対して網羅的に実施する意向はない。	
②投資先が介入に対して建設的な返答を示さない場合は、例えば以下のような行動により、介入を拡大していますか。			
・懸念事項についての経営陣との追加の面談	×		
・投資先のアドバイザーを通じた懸念の表明	×		
・会長または他の役員との面談	×		
・個別の案件について、他の投資家との協働介入	×	・インサイダー取引との関係の整理が必要。	
・株主総会に先立って意見を公開	×		
・株主提案の提出、株主総会での発言・説明	×	・名簿上の株主は受託銀行であり、株主総会への出席は当然には認められていない。	
・臨時株主総会の開催提案、必要に応じ経営陣の交代を要求	×		

IV. 英国スチュワードシップ・コードの7原則に関する業界の現状との比較等⑤

○:積極的に取り組んでいる △:一部取り組んでいる ×:取り組んでいない

原則の内容と取組事例	現状の取組み		
	状況	コメント	事例
原則5:適切な場合には、他の投資家と協働する。			
①他の投資家との協働によるエンゲージメントを実施していますか。	△		<ul style="list-style-type: none"> ・ESG課題など投資家として共有すべき課題については、各種協議会や研究会に積極的に参加し、発言し提案を行っている。 投資先企業との対話については、対象企業との信頼関係の維持や顧客に対する守秘義務を重視しており、他の投資家や第三者と協働して行動することは、これを損なう可能性があり、行わない。 ・議決権ガイドラインの違いもあり、現時点では困難。 ・PRIジャパンネットワークを通じ、他の国内機関投資家と協働で、企業とのダイアログを数回実施している。
②協働エンゲージメントに関する方針を開示し、問題解決のために、他の機関投資家と協働する用意があることを示していますか。	△		<ul style="list-style-type: none"> ・国連PRIの活動を通じ、中期的には用意している。

IV. 英国スチュワードシップ・コードの7原則に関する業界の現状との比較等⑥

○:積極的に取り組んでいる △:一部取り組んでいる ×:取り組んでいない

原則の内容と取組事例	現状の取組み		
	状況	コメント	事例
原則6: 議決権行使および行使結果の公表について、明確な方針を策定する。			
①保有全株式に対し議決権を行使していますか。	○		
②株主総会議案に対し、棄権または反対する場合、その意向と理由を事前に投資先に通知していますか。	△		・個々の議案の行使結果は、対象企業にも開示していない。代わって、議決権行使基準については、企業の要請に応じて個別に詳細に説明し、賛否の基準を明確にしている。
③議決権行使結果を開示していますか。	○		・投資信託協会ルールに沿って、開示している。
④委任状による投票や議決権行使助言サービス会社の利用状況を開示していますか。	△		・議案判断の参考に、議決権行使助言サービス会社は利用しているが、その旨をHP開示していない。 ・日本株において、事務委託サービス、外株において助言サービスを利用。 ・「議決権行使の基本姿勢について」で、外国株式や利益相反が生じる可能性のある企業の議決権行使においては、外部の専門機関からの助言に基づき議決権の行使を行う旨を規定し、ホームページで開示している。
⑤貸株ならびに貸株のリコールに関する方針を公表していますか。	×		・社内ルールは策定している。

IV. 英国スチュワードシップ・コードの7原則に関する業界の現状との比較等⑦

○:積極的に取り組んでいる △:一部取り組んでいる ×:取り組んでいない

原則の内容と取組事例	現状の取組み		
	状況	コメント	事例
原則7:スチュワードシップ活動および議決権行使活動に関して、定期的に報告する。			
①スチュワードシップ活動の状況につき、明確に記録していますか。	△		<ul style="list-style-type: none"> ・ダイアログを行った事跡として、日時、企業名、主なテーマを記録している。 ・投資先企業とのミーティング内容、議決権行使結果、会社提案への反対・棄権理由の記録については、サーバーで保存している。
②運用会社は、スチュワードシップ責任の遂行状況につき、顧客および受益者に定期的に開示していますか。	△		<ul style="list-style-type: none"> ・要望を寄せられた顧問契約先には、ダイアログの実績を開示している。 ・顧客毎に要請に応じ、議決権行使結果を定期的に開示。
③アセット・オーナーは、スチュワードシップに関わる方針やその実施状況についての責任を負っている先に対し、最低年一回報告を行っていますか。	-	対象外	

V. スチュワードシップに関連する他の原則

i. PRI(国連責任投資原則)①

➢2006年4月、国連環境計画・金融イニシアチブ(UNEP FI)と、国連グローバル・コンパクト等が共同で策定。

➢法的拘束力はないが、責任投資に関する世界共通のガイドラインとして位置づけられている。

6原則の概要

- ①【銘柄選定】投資分析と意思決定のプロセスにESG(環境・社会・ガバナンス)の課題を組み込みます。
- ②【株主行動】株式の所有方針と所有慣習にESG問題を組み入れます。
- ③【情報開示】投資対象主体に対して、ESGの課題について適切な開示を求めます。
- ④【普及活動】資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけます。
- ⑤【協働】本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。
- ⑥【報告】本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

V. スチュワードシップに関連する他の原則

i. PRI(国連責任投資原則)②

- 署名機関数(全世界) 1,226社(2013年9月3日現在)
- 日本の署名機関数 28社

機関投資家(6)	キッコーマン企業年金基金 セコム企業年金 損害保険ジャパン	フジ厚生年金基金 太陽生命保険 東京海上日動火災保険
運用機関(17)	三菱UFJ信託銀行 みずほ信託銀行 ニッセイアセットマネジメント 三井住友アセットマネジメント 損保ジャパン日本興亜アセット T&Dアセットマネジメント イー・アイ・キャピタル 三菱商事・ユービーエス・リアルティ 大和証券投資信託委託	三井住友信託銀行 りそな銀行 日興アセットマネジメント 野村アセットマネジメント 東京海上アセットマネジメント DIAMアセットマネジメント 東京海上キャピタル 大和住銀投信投資顧問
調査機関等(5)	アーク・オルタナティブ・アドバイザーズ インテグレックス フロンティアジャパン	グッドバンカー CSRデザイン環境投資顧問

(出所)PRI ホームページ

V. スチュワードシップに関連する他の原則

ii. 21世紀金融行動原則①

- 2011年11月、環境省と国内金融機関が共同で策定。
- PRIに参加していない国内金融機関への責任投資の裾野の拡大を目的とする。
- 2013年9月3日時点での署名機関数は186社。
(銀行・信用金庫・リース会社:147社、保険会社:21社、運用会社:10社、証券会社:4社、調査機関等:4社)

7原則

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

V. スチュワードシップに関連する他の原則

ii. 21世紀金融行動原則②

運用・証券・投資銀行業務ガイドライン(一部抜粋)

銀行・証券・資産運用会社等は、運用業務において、機関投資家として、長期的視点に立ち、受益者のために最大限の利益を追求する義務がある。例えば、投資判断を行う際、受託者責任に反しない範囲内で、ESG課題を投資判断要素として考慮し、投資対象企業に対して積極的に働きかけを行うことを通じて、投資対象企業のESG課題への意識を高め、取組みを進展させることができる。

また、投資対象となりうる全ての企業に対して、必要に応じて適切なESG関連の情報の開示を求めることが期待される。

【取組事例】

- 投資先企業に、ESGの情報開示等について積極的に働きかけ、取引先企業のESG課題に関する意識・取組みを促す。
- PRI 6 原則を踏まえた資産運用・活動について、社外への開示を行う。
- ESGを考慮した議決権行使の考え方・体制・行使結果等の社外への開示を行う。
- 運用にかかわる国際的イニシアティブへ参加する。
- ホームページで投資家への情報提供を行う。